

平成 23 年 4 月 11 日

東松島市「東日本大震災」復旧・復興指針

東松島市長

3月11日、東松島市はこのたびの東日本大震災により、非常に多数の尊い人命を失い、日々の暮らしを営んでいた家・まち、漁業・農業施設、公共施設など私たちの生活の根幹をなす多くの部分が、巨大津波により失われた。

東松島市は、沿岸部に位置し、多くの河川と運河を抱える地域特性から、市街地の約 65%が浸水し、津波浸水区域の割合は全国の震災被害市町村の中で最も高い。

このような、有史以来、未曾有の大被害となった状況から、現時点では行方不明者の搜索と市民生活の復旧に総力をあげて望んでいるところであるが、本市の今後の復旧・復興対策を効率的・効果的に実施するため、担当部局と実施時期を明記した具体的な行動計画を示し、早期に市民が安心して生活できる環境にするよう推進体制を加速していく。

また、次のステップとして、将来にわたって安全な生活環境を確保し、よりよい東松島市を築くためには、市民のみなさまに早期に被災地の面的な整備方針を示し、将来への道筋をともに定めていくことが最重要の課題となる。

本指針については、市民のみなさまと国・県・市が一体となって、共通理解を図りながら復旧・復興を成し遂げていく一助となるよう、現時点における基本的な考え方を示すものである。

1. 市民生活復旧・復興の方針

被災者及び市民が一刻でも早く安心して暮らすことができる環境への復旧を急ぐため、当面、次の事項に総力をあげて取り組むものとする。

特に、被災者への住まいの提供と生活再建支援対策については、緊急を要するとともに組織間の横断的調整が必要なため、新たに「震災復旧対策室」を創設し、人員増強により推進する。

なお、県・国・他地方自治体・民間等に対しては、継続して人的・財政的支援を要請する。

(1) 安全で衛生的な住まいの提供と生活再建の支援

(実施時期：4月中旬、担当部局：震災復旧対策室)

- ① 仮設住宅の申込み受付・早期提供、用地の確保
- ② 公営住宅の早期修繕による提供
- ③ 民間住宅の確保による提供
- ④ 市民に対し、空き家提供を公募する等、多方面から住宅確保策の実施
- ⑤ 恒久住宅建設の早期促進（公営・民営）
- ⑥ 住宅応急修理（災害救助法、52万円上限）の受付、修理依頼
- ⑦ 被災者台帳の整備
- ⑧ 被災者生活再建支援金（最高300万円）申請の受付

(2) 災害救助法ほか福祉施策の早期実施

(継続実施、担当部局：保健福祉部)

- ① 災害弔慰金・見舞金の支給
- ② 災害義援金の支給
- ③ 福祉関連融資（災害援護資金の貸付）
- ④ 保育所保育料の減免
- ⑤ 被災者の体・心のケア

(3) 避難所の運営と環境の整備

(継続実施、担当部局：総務部、教育委員会)

- ① 食事の円滑な提供
- ② ニーズに応じた物資の配達、物資の発注、倉庫の管理
- ③ 学校避難所の撤収と二次避難所の提供

(4) ライフラインの早期復旧、道路確保、排水対策等

(継続実施、担当部局：災害対策本部、建設部)

- ① 電気、水道、電話の早期復旧要請
- ② 復旧交通路の確保
- ③ 下水道施設の復旧
- ④ 排水対策

(5) 瓦礫の撤去、震災ごみ関係、流出物

(継続実施、担当：市民生活部)

- ① 瓦礫の早期撤去による環境整備の推進
- ② 震災ごみの円滑な受け入れと分別の徹底
- ③ 流出車両・流出船舶の撤去、引き渡し、処分
- ④ 遺体の安置、埋火葬

(6) 教育・市民協働関係

(継続実施、担当：教育委員会、総務部)

- ① 小中学校の再開に向けた調整
- ② 代用給食の調整
- ③ 幼稚園授業料の減免
- ④ 奨学金償還金の猶予
- ⑤ 社会教育施設の復旧、維持管理
- ⑥ 市民協働体制の再構築

(7) 災害相談窓口、り災証明書、行方不明者リスト等

(継続実施、担当：災害対策本部)

- ① 災害相談・総合案内窓口
- ② 被災・り災証明書の交付
- ③ 行方不明者リストの作成
- ④ 災害による流出物（遺失物）の保管、引き渡し

2. 市街地復興に関する方針

本市では、津波による浸水地域が市内市街化区域の65%に達する状況に加え、地震による地盤沈下や堤防の決壊など、市の土地利用については抜本的な見直しが求められている。

今後、都市計画決定による方針が定められるまでの間、個人が無秩序に建築等を行わないよう、「被災市街地復興推進地域（緊急復興地区）」を速やかに決定するとともに、同地区について、建築基準法第84条に基づき、建築行為などを制限する必要がある。

同地域については、住民と市、国、県等で地域の復興についての具体的な事業手法を検討し、基本的には発災後2年以内に、復興や開発等の手法について都市計画決定を行う。

なお、今回の大震災において、壊滅的な被害をうけた地域については、政府による土地の買収及び、コミュニティの維持に配慮した集団的な移転措置、安全な高台への公共施設や住宅の造成などについて、政府・県の復興方針と整合性を保つものとする。

このような本市の市街地復興に係る方針案を早急に検討するため、関係部局職員によるワーキングチームを編成し、以下の事項に取り組む。

(実施時期：4月中、担当部局：震災復興計画チーム)

- ① 被災市街地復興推進地域（緊急復興地区）の指定
- ② 国土利用計画の見直し
- ③ 都市計画の見直し
- ④ 集団移転等の調整
- ⑤ 国による土地買収の調整

3. 経済復興に関する方針

人的・物的被害と同様、壊滅的な被害を受けた地域の産業及び雇用等について、漁業施設、農業施設の復旧や漁業者・農業者に対する融資等、さらには、被災事業者への各種支援措置等を国・県等関係機関と協働して行い、産業の復旧、復興と安定した雇用を実現していく。

(継続実施、担当部局：産業部各課)

- ① 一次産業施設の復旧
- ② 一次産業事業者への支援措置の調整
- ③ 商業振興の支援
- ④ 誘致企業の支援
- ⑤ 就労、雇用の調整・支援

4. 平成23年度事務事業及び当初予算に関する方針

平成23年度事務事業及び当初予算の執行については、原則として全てのものについて、4月1日から事業の見直しを行うまでの間、執行を停止するものとする。ただし、以下に該当するものは除く。

- ① 執行停止により市民への行政サービスを著しく低下させるもの
- ② 既存事業を拡大することが、震災対策につながるもの
- ③ 関係団体への補助金のうち、人件費相当額
- ④ 複数年契約等により支出額が確定しているもの
- ⑤ 必要最小限の事務経費・維持管理経費